

京都府丹後地域基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（１）促進区域

（丹後地域）

設定する区域は、平成 29 年 8 月 1 日現在における京都府宮津市・京丹後市・与謝郡伊根町・与謝郡与謝野町の行政区域とする。概ねの面積は 84,450 ヘクタール程度（宮津市・京丹後市・伊根町・与謝野町の合計面積）である。本区域は、京都府京丹後市、兵庫県豊岡市・香美町・新温泉町、鳥取県岩美町・鳥取市にまたがる山陰海岸ジオパーク（東西約 120 キロメートル、面積は 245,844 ヘクタール）の一部区域、上記ジオパークにも含まれている山陰海岸国立公園（東西約 75 キロメートル、面積は 8,783 ヘクタール）や丹後天橋立大江山国定公園（面積 19,023 ヘクタール）、丹後上世屋内山京都府自然環境保全地域を含み、善王寺アベサンショウウオ生息地保護区を除くものである。また、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落や、生物多様性の観点から重要度が高い湿地が含まれることから、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、当該港湾計画に関連した促進区域を設定するにあたっては、同計画と調和して整合を図るものである。

（地図）



（２）地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

丹後地域は、東は宮津市と舞鶴市の間に由良川が流れており、南は与謝野町が福知山市・兵庫県豊岡市と隣接しており、当該地域には、竹野川、野田川などの 2 級河川が数多く流れ、水資源が豊富である。

人口については、宮津市約 18,500 人、京丹後市約 55,100 人、伊根町約 2,100 人、与謝野町約 21,800 人となっており、約 10 万人の地域となっている。

約 300 年の伝統を誇る「丹後ちりめん」の産地として知られ、織物業が基幹産業の一つ

として地域経済を支えてきたところであり、丹後地域の生糸消費量は、全国の約3割を占めるなど国内の絹織物産地としては全国一の規模で、特に白生地織物の生産高は国内生産量の約6割を占めている地域である。近年では、織物産地の発達を背景に育った機械金属業が、大手企業からその下請企業に裾野が広がり、着実に地域を支える産業として発展してきた。その他の産業では、地域の資源を活用した観光産業や「丹後産コシヒカリ」「間人ガニ」「丹後とり貝」「丹後ぐじ（アカアマダイ）」等に代表される豊かな山海里の幸や地酒など農林水産業の施設が地域内に立地している。

また、交通インフラでは、京都府の南北を結ぶ京都縦貫自動車道及び山陰近畿自動車道（鳥取豊岡宮津自動車道）があり、京都府北部地域の福知山市・綾部市・舞鶴市を東西に結ぶ舞鶴若狭自動車道と綾部ジャンクションで結節しており、平成26年7月に舞鶴若狭自動車道の小浜インターチェンジ～敦賀ジャンクション間、平成27年7月には、京都縦貫自動車道の丹波インターチェンジ～京丹波わちインターチェンジ間、平成28年10月には山陰近畿自動車道（鳥取豊岡宮津自動車道）の与謝天橋立インターチェンジ（宮津市）～京丹後大宮インターチェンジ（京丹後市）間が開通し、京阪神（大山崎インターチェンジ～京丹後大宮インターチェンジが全線開通（約1時間30分））はもとより、中京方面（京丹後大宮インターチェンジ～綾部ジャンクション～敦賀ジャンクション～米原ジャンクションを経由し、約3時間で中部地域）への所要時間もそれぞれ約20分～35分程度短縮されるなど、大都市圏への交通アクセスが飛躍的に向上したところである。

主要国道については、国道9号が京都市から京都中部地域・福知山市を経由して山陰地方に伸びている。また、国道176号が宮津市から福知山市・与謝野町を経由して兵庫県丹波市に、国道178号が舞鶴市から京丹後市を経由して兵庫県豊岡市に、国道312号線が宮津市から与謝野町・京丹後市を経由し兵庫県豊岡市にそれぞれ繋がっており、主要地方道と合わせて京都府北部地域の主要地域間や近隣地域を結ぶ幹線道路として機能している。

また、鉄道交通網としては、JR山陰本線が京都から福知山駅、JR福知山線が大阪・兵庫から福知山駅を結んで運行しており、福知山駅にて京都丹後鉄道に接続しており、丹後地域の各市町を結んで運行し、主要駅には京都駅から直通の特急が運行を行っている。

また、最寄空港である但馬飛行場までは京丹後市中心部から40キロメートル弱の距離にあり、45分程度でのアクセスが可能となっており、大阪国際空港（伊丹空港）経由で東京国際空港（羽田空港）に1日2便が就航しており、首都圏とのアクセスも良好である。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本地域は、産業分類別の就業比率は、第1次産業約1割、第2次産業3割、第3次産業6割となっており、基幹産業である機械金属業、織物業など、第2次産業の比率が他の地域より高く、製造業は雇用者数の約3割、売上高の約4割、付加価値額の約3割を占めている。特に、精密型打鍛造・鋳造素材加工、精密部品加工など高度な技術を有する機械金属業が集積している。

これらの機械金属業を主としたものづくり産業について、担い手の確保・育成により独自製品設計・新技術開発による高付加価値化を図るとともに、産地の強みを活かしてさらなるスキルアップ、経営体質の強化を進めることとする。

また、製造業における担い手の確保・育成により、域内の約6割を占める卸売・小売、サービス業等の地域内の他の産業にも高い経済波及効果をもたらすよう、地域外との取引で獲得した需要が雇用者の給与増を通じて地域内で好循環する状況を目指す。

(2) 経済的効果の目標

- ・1件当たり平均2.5億円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を2件創出し、これらの地域経済事業が促進地域で2倍の波及効果を与え、促進区域で10億円の付加価値を創出することを目指す。
- ・10億円は、促進区域の全産業付加価値（1,087億円）の約1%、製造業付加価値（275億円）の約4%であり、地域経済に与えるインパクトが大きい。
- ・また、KPIとして、地域経済牽引事業の平均付加価値額、地域経済牽引事業の新規事業件数、地域経済牽引事業の域内への波及効果を設定する。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	—	1,000 百万円	—

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の平均付加価値額	—	250 百万円	—
地域経済牽引事業の新規事業件数	—	2 件	—
地域経済牽引事業の域内への波及効果	—	2.0	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の(1)～(3)のいずれも満たす事業であること。

(1) 地域の特性の活用

オープンイノベーションによる新たな産業やプロジェクトの創出等により、丹後地域の競争力強化、交流人口増加、ビジネスツーリズム等の強化に資するとともに、「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する基本的な事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が4,362万円(京都府の1事業所当たり平均付加価値額(経済センサスー活動調査(活動調査(平成24年))を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済事業により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

①促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で1%増加すること。

②促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で2%増加すること。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域(重点促進区域)を定める場合にあつては、その区域

(1) 重点促進区域

なし

(2) 区域設定の理由

なし

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

なし

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

丹後地域の機械金属関連産業等の集積を活用した成長ものづくり分野

(2) 選定の理由

丹後地域の機械金属関連産業等の集積を活用した成長ものづくり分野

本地域は、精密型打鍛造、精密機械加工などの高度な技術を活かし、自動車エンジン部品や半導体製造装置のメーカーなど200社以上の機械金属業等が集積しており、機械金属

関連産業は当該地域の製造業における付加価値の約 40%を占めている。その中でも、京丹後市では機械金属製造業が製造業の付加価値の約 60%を占めている。

また、本地域には、域内企業から仕入れ、域外の航空、宇宙、医療関係企業等に販路を有する中核企業が存在しており、この企業を核に、地域の機械金属関連企業等の新分野への進出を支援する体制が構築されているなど、機械金属産業等の成長ものづくり分野を推進する環境が整っている。

更に、京都府及び京丹後市では、「丹後・知恵のものづくりパーク」を整備し、企業を技術面で支援する京都府織物機械金属振興センター、経営面で支援する公益財団法人京都産業 21 北部支援センターを同一敷地内に整備し、同パークを丹後地域の企業のワンストップ支援窓口拠点として、ものづくり人材の育成や新規産業の創出支援を行い、高付加価値化、地域内の関連企業のネットワーク化によるユニット受注を図っている。

このような中、地域の特性である機械金属関連産業等の集積を活用し、成長ものづくり分野において、付加価値が高い地域経済牽引事業の創出を図る。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、成長ものづくり分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

地方創生関係施策

平成 29 年度の地方創生推進交付金（2 次公募）を活用し、地域内の既存施設（産業振興拠点である「丹後・知恵のものづくりパーク」）の未利用施設や未利用地の利活用に向けた調査・設計等を行う。平成 30 年度には地方創生推進交付金を活用し、施設の改修等を行うとともに、施設内に高度な設備や分析・解析用の試験機器を導入し、人材育成や地域企業が共同利用できるように整備するなど、地域に集積している機械金属関連企業等の技術力の底上げを図る予定。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

公設試験研究所が有する技術情報の提供

丹後の機械金属企業と織物企業との協働による新たな丹後産業の創出を目指した「丹後新時代産業育成事業」で得られた特許情報など、公設試験研究所が蓄積する知財・ノウハウの積極的に公開・普及・技術移転を図り、地域企業への還元を図る。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

地域経済牽引事業に関する各種規制や条例の適用及び運用に当たっては、裁量の範囲内において、規制や制度等の柔軟な運用を進めるため、京都府商工労働観光部ものづく

り振興課、宮津市産業経済部産業振興課、京丹後市商工観光部商工振興課、伊根町企画観光課、与謝野町商工振興課に窓口を設け対応することとする。また、必要に応じて国家戦略特区の活用なども検討する。

(5) その他

【京都府】

「丹後・知恵のものづくりパーク」を核に、丹後地域における中小企業の技術の高度化やものづくり人材の育成、新分野展開に向けた取組等を支援するため、同地域を中心とした地場ものづくり産業の一層の成長と次世代の産業振興を目的に、ものづくり人材の育成・確保、地域の新しい産業興し、中小企業の総合支援の3つの機能を持つ「丹後・知恵のものづくりパーク」を運営し、京都・丹後ものづくり等人材育成推進事業、丹後・知恵のものづくりパーク運営費等補助事業、人材育成事業運営費補助事業などを実施。

【京丹後市】

「丹後・知恵のものづくりパーク」に対し、人材育成事業の実施及び施設の管理運営等に必要な経費の一部を負担し、事業の円滑な実施と適切な施設運営を促す事業を実施。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年～令和 5 年度（最終年度）
【制度の整備】			
地方創生推進交付金の活用（1）	・12 月 府議会にて関連予算の審議 ・12 月 地方創生推進交付金の交付決定 ・12 月 事業開始	運用	運用
地方創生推進交付金の活用（2）	—	・府議会にて関連予算の審議予定 ・地方創生推進交付金の交付決定予定 ・事業開始運用予定	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
公設試験研究所が有する技術情報の提供	提供準備予定	情報提供の開始予定	運用

【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
対応窓口の開設	窓口開設準備予定	窓口の開設予定	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、京都府が設置する公設試験研究所である京都府織物機械金属振興センターや産業支援機関である公益財団法人京都産業 21、地域の大学としての京都工芸繊維大学や隣接する市町の京都職業能力開発短期大学校（ポリテクカレッジ京都）など、地域や隣接する市町に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。

このため、京都府及び地域内市町では、これら支援機関の多数を含んだ連携支援計画の作成が行われることを目標として、関係支援機関の理解醸成に努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 京都府織物・機械金属振興センター

丹後ちりめんの織物業と丹後の基幹産業に成長した機械金属業に加え、食品その他の業界に対して、技術相談や巡回指導等を通じて技術的な助言や情報提供を行っている。また、依頼による試験・分析・測定等の実施や当センター設置の設備機器を解放して貸付を行うなど、中小企業等の品質管理や製品開発等を支援している。

② 公益財団法人京都産業 21

北部支援センターを拠点として、北部地域の産業振興並びに人材育成の総合支援機関として、受発注取引や経営革新など経営課題に関するあらゆる相談や動向調査等による情報提供のほか、専門家派遣や各種交流会などを通じて中小企業等を支援している。また、整備した試作・検査用機器の貸付を行うとともに、人材育成事業を進めていく中心的な機関として、企業ニーズに即した人材研修を提供している。その他、地域の商工会議所、商工会においても、公益財団法人京都産業 21 などと連携し、企業の経営相談、研究開発、販路開拓及び人材育成の支援を強化していく。

③ 京都府中小企業技術センター

中丹技術支援室を拠点として、技術相談・機器貸付をはじめとした技術支援、研究会・セミナーによる人材の育成、企業のニーズに応えた研究開発や産学公連携の推進等、企業への支援を行っている。平成 30 年度には北部産業創造センター（仮称）を

開設し、新規導入予定の CAE クラウド利用を当該地区においても推進している。

④ 京都工芸繊維大学

平成 17 年 12 月に京丹後市と、地域社会の発展を図ることを目的とした包括協定を締結し、人的、物的、知的資源を交流・活用し、産業・教育・文化・まちづくり等の分野で連携・協力している。京丹後キャンパスを拠点として、北部に集積するものづくり企業が有する技術・経営課題の解決を図るための取組や小中学生への理数教育支援を推進している。

⑤ 京都職業能力開発短期大学校（ポリテクカレッジ京都）

著しい技術革新に対応できるよう科学技術についての基礎知識と理解力をもち、応用力を備えた新しいタイプの実践技術者を育成するほか、地域の産業界の求めに応じて多様な教育訓練を実施している。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（1）環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関連法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮も行う。更に、事業活動においても環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

さらに、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、国や京都府の自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。なお、国立公園・国定公園を含む事業計画を承認する際には地方環境事務所及び京都府の自然環境保全部局へ相談するものとする。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

京都府及び市町では、工業団地への立地企業等に関して、関係法令や「京都府環境を守り育てる条例施行規則」に定める基準によって、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭を防止することを義務化している。また、各市町においては、事前審査、改善勧告、監視（測定・記録と報告命令）、立入調査、改善や操業停止指示を行う権利を有し、事故発生時には、改善措置及び被害補償を行う義務を立地企業に負わせているところもあるなど指導を行っている。

また、地球温暖化防止のための取組として、通勤時の公共交通利用促進（ノーマイカー

デー) 啓発を通じた排出抑制、プラスチック類の資源ごみ分別回収による一般廃棄物を起因としたCO₂の排出量の削減に取り組んでいるほか、この基本計画においても再生可能エネルギー産業等の集積を図り、CO₂を排出しないまたはカーボンニュートラルでのエネルギー供給を図っていくこととしている。

このほか、住民に対して説明等の必要がある場合には、関係法令等にもとづく説明会の開催や立地工場での視察受入を行うなど、住民と事業者の相互理解が深められるよう図っていくこととしている。

(2) 安全な住民生活の保全

京都府では、「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」を制定し、市町村、府民、事業者等と連携した犯罪のない安心・安全なまちづくりに向けた府民運動を推進している。この条例の趣旨を踏まえ、事故・犯罪の防止や、地域の安心・安全を守るため、地域の状況に応じて、府、市、事業者などがそれぞれの役割において、次の取組などについても、各警察署等と連携しながら努めるものとする。

・防犯設備の整備

促進区域における地域住民及び来訪者の犯罪被害を未然に防止するため、防犯カメラや街灯のLED化等を行う。

・防犯に配慮した施設の整備・管理

「道路、公園、駐車場等の安全の確保に関する指針」(京都府策定)等に基づき、道路、公園、駐車場、工場等における植栽の適切な配置及び剪定により、見通しを確保するなどの防犯性の高い環境を整備するほか、夜間において公共空間や空地が地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう管理を徹底する。

・従業員等に対する防犯指導

従業員等に対して、法令の遵守や犯罪被害の未然防止について指導すると共に、警察から提供される防犯情報を活用して、従業員等に対する注意喚起に努める。また、来日外国人等の従業員等がある場合には、当該外国人に対し、日本の法制度や事件事故遭遇時の通報要領について指導する。

・地域における防犯活動への協力

地域住民等が行う防犯ボランティア活動等への参加、必要な物品・場所等を提供するなどの協力を行う。

・不法就労の防止

来日外国人等を雇用しようとする際には、在留カード等により、当該外国人の就労資格の有無を確認するなど必要な措置をとる。

・地域住民との協働

地域経済牽引事業を実施するに当たっては、防犯及び事故並びに地域の安全と平穏の確保の観点から、地域住民の意見を聴取するよう努め、地域住民と連携した活動を展開する。

・交通安全対策

促進区域交通の安全と円滑化を図るため、駐車需要を充足する施設を建設し、周辺の道路整備等に当たっては、計画の初期段階から警察等関係機関との十分な調整を図り、

安全な道路交通環境を整備する。

また、日頃から従業員等の交通安全教育及び安全運転管理を徹底し、交通事故防止を図る。

- ・防犯に配慮した住宅の整備

従業員等用の共同住宅を整備する場合は、「共同住宅における犯罪の防止に関する指針」（京都府策定）に基づき、防犯に配慮するものとする。

- ・職域防犯対策の推進

警察からの助言や企業間の情報交換等を通じて、職域全体の防犯意識の高揚や防犯技能の向上を図りながら、防犯 CSR など自主的な防犯活動を進める。

- ・警察への連絡体制整備等

犯罪又は事故の発生時における警察への連絡体制を整備する。また、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏の確保のため、警察活動に協力する。

- ・警察活動への支援

地域経済牽引事業の実施に伴い、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏の確保のために、新たに必要となる警察活動や警察施設に対する行政支援をする。

（３）その他

年に１回に有識者会議（地域経済牽引事業促進協議会（仮称））を開催し、基本計画と承認事業計画に関するレビューを実施し、効果の検証と事業の見直しを行う。

９ 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

（１）総論

予定なし

（２）土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

予定なし

（３）市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

予定なし

１０ 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和５年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 47 号）附則第 7 条第 1 項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）の施行の状況について検討を加え、そ

の結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）